

群馬県介護・福祉タクシー感染症対策支援事業 概要版

I 事業の対象となる介護・福祉タクシー事業者

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉自動車による運送を行う事業者・福祉輸送事業限定）
- (2) 特定旅客自動車運送事業許可を受けた訪問介護・居宅介護事業者
- (3) 自家用自動車有償運送の許可を受けた訪問介護・居宅介護事業者
- (4) 福祉有償運送事業者
- (5) その他知事が適当と認める者

II 事業を実施するための条件

県内で事業を営んでおり、かつ発熱がある者の移送を行っていること。

III 事業の対象となる経費

- (1) 運転席と後部座席を隔離するための用具（ビニールシートを使用したセパレーターカーテン等）の購入に係る費用
- (2) 車載する消毒液その他衛生用品の購入に係る費用
- (3) その他、市民の日常生活及び社会生活における移動に係る感染症拡大防止のための事業として認められる範囲内で、知事が適当と認める費用

※令和2年4月1日以降にかかった費用が上記に該当する場合は、当該補助金の対象となります。

IV 補助金額

1台あたり18,000円（上限）

※介護・福祉タクシーに使用する車両が対象です。

V 申請期間等

- (1) 申請期間：令和2年10月5日（月）～令和2年11月27日（金）まで
- (2) 申請方法：申請期間内に下記提出先へ補助金交付申請書（様式第1号）及び必要書類を提出してください。

【提出先】

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県庁 健康福祉部保健予防課 感染症危機管理室 感染症危機管理第一係

VI その他

- (1) 本事業を実施した事業者については、県ホームページで公表いたします。
- (2) 医療機関へ受診の必要がある者について、保健所から移送の依頼があった場合には、移送に協力をお願いします。

VI 当該事業についての問合せ先

[Tel:027-226-2618](tel:027-226-2618)

（群馬県 健康福祉部保健予防課 感染症危機管理室 感染症危機管理第一係）